

美里町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成29年8月25日

美里町長 相澤清一

美里町条例第18号

美里町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する等の条例
(美里町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正)

第1条 美里町農村地域工業等導入促進審議会条例(平成18年美里町条例第148号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美里町農村地域産業導入促進審議会条例

第1条中「農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第18条第2項及び第3項」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号。以下「法」という。)第14条第2項及び第3項」に、「農村地域工業等導入促進審議会」を「審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 法第14条第2項の規定に基づき、美里町農村地域産業導入促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止)

第2条 美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成18年美里町条例第64号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年美里町条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表農村地域工業等導入促進審議会の部中「農村地域工業等導入促進審議会」を「農村地域産業導入促進審議会」に改める。

(美里町企業立地促進条例の一部改正)

3 美里町企業立地促進条例(平成20年美里町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第18条中「、美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年美里町条例第64号）」を削る。